

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

(改定日 : 2021年4月1日 下線部が改定部分)

現行	改定後
第1条 現行どおりにつき省略	第1条 同左
第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出） お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第 <u>22</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。（以下、現行どおりにつき省略） <u>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において、20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。</u>	第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出） お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第 <u>32</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。（以下、同左） <u>2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u>
3～4 現行どおりにつき省略	3～4 同左

現行	改定後
<p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の<u>9月30日</u>までに提出されたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の<u>9月30日または2023年9月30日</u>のいずれか早い日までに提出されたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条～第10条 現行どおりにつき省略</p>	<p>第3条～第10条 同左</p>
<p>第11条（出国時の取扱い） 現行どおりにつき省略</p>	<p>第11条（出国時の取扱い） 同左</p>
<p>2 現行どおりにつき省略</p>	<p>2 同左</p>
<p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に<u>帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書</u>を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に<u>未成年者帰国届出書</u>を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p>第12条～第25条 現行どおりにつき省略</p>	<p>第12条～第25条 同左</p>
<p>第26条（非課税口座のみなし開設） 2017年から<u>2023年</u>までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなつ</p>	<p>第26条（非課税口座のみなし開設） 2017年から<u>2028年</u>までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなつ</p>

現行	改定後
<p>ている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して<u>同日の属する年の属する勘定設定期間</u>(租税特別措置法第37条の14第5項第<u>6</u>号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 現行どおりにつき省略 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合【出国日】 ④ 現行どおりにつき省略 ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書</u>」を提出しなかった場合【その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日】 ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合【本契約に 	<p>ている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して<u>非課税口座開設届出書</u>(租税特別措置法第37条の14第5項第<u>1</u>号に規定する<u>非課税口座開設届出書</u>をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② 同左 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>30</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合【出国日】 ④ 同左 ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合【その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日】 ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口

現行	改定後
<p>より未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日】</p>	<p>「座開設者死亡届出書」の提出があった場合【本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日】</p>
<p>第28条～第29条 現行どおりにつき省略</p>	<p>第28条～第29条 同左</p>
<p>附則 この約款は、<u>2019年5月15日</u>より適用させていただきます。 以 上</p>	<p>附則 この約款は、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。 <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u> 以 上</p>